

| | |
|--------------|---|
| 会 議 名 | 令和6年度第1回港区障害者地域自立支援協議会 |
| 開 催 日 時 | 令和6年6月14日（金曜日）10時から12時10分まで |
| 開 催 場 所 | 港区役所9階大会議室及びMicrosoft Teams会議（オンライン） |
| 委 員 | （出席者）高山会長、丸山副会長、吉澤委員（オ）、青木委員、岡戸委員、島添委員、田中委員、吉田委員、廣岡委員、山本委員、山崎委員、田村委員、高井委員、高田委員（オ）、永廣委員（オ） ※（オ）はオンライン参加 （欠席者）中林委員、長谷川委員、高橋委員 |
| 事 務 局 | 保健福祉支援部障害者福祉課 |
| 傍 聴 者 | 13人 |
| 会 議 次 第 | 1 開 会 2 議 題 （1）各専門部会からの報告について ア 相談支援部会 イ 就労支援部会 ウ 医療的ケア児・者部会 （2）専門部会「当事者部会」の設置について （3）来期の自立支援協議会について （4）その他 3 閉 会 |
| 配 付 資 料 | 資料1 令和6年度相談支援部会活動報告 資料1-2 令和6年度就労支援部会活動報告 資料1-3 令和6年度医療的ケア児・者部会活動報告 資料2 港区障害者地域自立支援協議会「当事者部会」の設置について 資料2-2 港区障害者地域自立支援協議会当事者部会規約（案） 資料3 来期の自立支援協議会について |
| 会議の結果及び主要な意見 | |

| | |
|---------------|--|
| (発言者) 高山会長 | <p>1 開会</p> <p>それでは定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第1回港区障害者地域自立支援協議会を開催いたします。</p> <p>本日は、参集とオンラインを組み合わせた会議運営となっていますので、よろしくお願いいたします。また、議事録の作成のため、録音をさせていただきますのでご了承ください。</p> <p>本日は、中林委員、長谷川委員、高橋委員から欠席のご連絡をいただいております。</p> <p>また、新年度になり、人事異動や新たな部会の設置などに伴い、委員の方々に変更がありましたので、お手元にある委員名簿をご覧ください。</p> <p>今回から、本日もご欠席ですが、港区社会福祉協議会事務局長の長谷川委員、就労支援部会代表として、みなと障がい者福祉事業団事務局長の山崎委員、そして、新たに設置いたしました医療的ケア児・者部会代表として、東京都立墨東特別支援学校校長の田村委員が新たな委員となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>まず、山崎委員からご挨拶をお願いしたいと思います。</p> |
| 山崎委員 | <p>皆様はじめまして、みなと障がい者福祉事業団事務局長の山崎と申します。</p> <p>私は4月に人事異動に伴い、事務局次長から事務局長に就任し、事業団が担っている区の障害者就労支援センターの代表も兼ねますので、就労支援部会の代表として委員を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。</p> |
| 高山会長 | <p>続きまして、田村委員ご挨拶をお願いします。</p> |
| 田村委員 | <p>今回から参加させていただくことになりました。私が現在勤めている肢体不自由の特別支援学校だけでなく、他の施設、そして小・中学校等における医療的ケアに関して携わっていることで、お声をかけていただきまして、医療的ケア児・者部会の会長を務めさせていただいています。よろしくお願い致します。</p> |
| 高山会長 | <p>それでは会議を進めてまいります。事務局から職員紹介等について、まず説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局(坪井) | <p><職員の紹介></p> <p>保健福祉支援部障害者福祉課長 宮本、保健福祉支援部福祉施設整備担当課長 北野澤、芝地区総合支所区民課長 島田、みなと保健所健康推進課長 土井(欠席)、教育委員会事務局学校教育部教育指導担当課長 清水(欠席)、保健福祉支援部障害者福祉課各係長</p> <p><会議の進め方の説明、配付資料の確認></p> |
| 高山会長 | <p>後ほど事務局からの説明があると思いますが、本日は今年度第1回の協議会ですが、今期では最後の協議会となります。10月からは新しい任期になります。本日議題に、来期の協議会の運営について、加えさせていただきますので、後ほど委員の皆様からご意見を伺いたいと思います。</p> |

2 議題

(1) 各専門部会からの報告について

ア 相談支援部会

高山会長

それでは、次第に沿って議事に入ります。まず、各専門部会からの報告となります。はじめに、相談支援部会の報告について、山本委員からお願いします。

山本委員

<資料1に基づき報告、以下要旨>

●会議で出された課題意見等は大きく以下の3点

①高校生、特に軽度の障害の子どもをフォローする機関や居場所がない、又は相談支援専門員が把握できていない

・障害が軽度の発達障害、知的障害の子どもを中心に障害福祉サービスを一旦使わなくなると、相談支援も終了し、その後を把握できない。

・何かあったときに行ける場所が必要。そうした居場所があれば、障害児相談もつないでから終了できるのではないか。

②単身者の緊急対応について

・緊急対応のフローチャートの改善、普段から利用者の生活スタイルを把握し、異変があったときに気づきやすくするネットワークを構築する必要がある。

・計画相談でも異変をキャッチする、アンテナを高くする、支援者間の連携を強化していく。

・民間の見守りサービス、鍵の預かりシステムの活用も検討

③相談支援専門員のレベルアップに向けた取組

・今年度は相談支援マニュアルの作成検討チームを作り、相談の質の向上を図っていく。

●今後の取組

・就労支援部会との連携を図るため、毎月相談支援事業所連絡会と4事業所連絡会を開催する。

・支所のケースワーカーとの連絡会、他区の相談支援機関からの研修や高齢部門との連携、相談支援マニュアルの作成等、課題で挙げた相談支援専門員のレベルアップに向けた取組を行っていく。

高山会長

ありがとうございました。大きく3つの課題検討が出されました。最初の障害が軽度のお子さん、高校生について、どのくらいの数がいらっしゃるのでしょうか。

山本委員

数的な部分は把握できていません。

高山会長

数的な予測は非常に重要ということになります。そのことも含めて少し精査していただくと良いかなと思いました。高校生の方がまた成長していくため、一時期の数字になりますが、こういう方がいるのかどうか、少なければ少ないなりに対応ができるということになるため、数字的なものを知りたいと思いました。

単身者の緊急対応について、これは障害のある方だけではなく、高齢者の方も同じことが言えますが、このときに相談支援専門員の役割としては、全部を抱え込むこと

はできないため、限界が出てきます。このときに、社協の見守りの活動や民生委員の方々の見守りの活動など、日常的な活動を組み合わせると難しいと感じます。だから、住民の見守りも含め、そうしたネットワークも含め、システム化していくことが求められてくるのではないかと思います。特に、大きな災害が起きたときに、この問題はやはり浮彫になってきます。有事の際に動けることは、日常的に見守り活動などがあるということが前提になるため、防災含めた緊急対応について、総合的に考えていく、また、見守りなどを通じて住民の方との関係性を築いておくことが重要だと思えます。港区で行っている見守り活動などはありますか。

事務局（坪井）

社会福祉協議会で見守りの事業を行っていますが、私たちも利用実態などについてリサーチ不足などところがあります。会長がおっしゃったとおり、やはり1つの分野だけでなく、色々な関係機関を巻き込みながら、対応することが必要だと思えますので、障害者福祉課としても実態等の調査を進めていきたいと思えます。

ひとり暮らしの方の調査については、民生委員・児童委員さんに対応いただいておりますが、先日民生委員さんの障害福祉部会から、障害のある方の災害時の対応について知りたいということで、講義をさせていただきました。その際に、やはり、地域の障害のある方がどちらにお住まいになっているか、民生委員さんでも把握することが難しいという課題がありました。顔の見える関係づくりなど、一緒に連携してやっていきたいという話をさせていただきました。災害が発生したときの障害のある方の安全確保については、民生委員、警察、消防など、各関係機関を巻き込み、取り組んでいく必要があると認識しております。

高山会長

ありがとうございます。田中委員、いかがでしょうか。

田中委員

今現在、民生委員側で高齢者の単身世帯の調査に伺っている最中ですが、確かに障害者の方は調査の対象に入っておりません。緊急対応として、災害時における避難行動要支援者名簿はいただいておりますが、申請式のため、対象者全員の分をいただけてるわけではありません。最近はタワーマンション等が増えた関係もあり、入りづらいこともあるため、単身の高齢者に限らずですが、見直していかなければいけないという課題を非常に感じています。

民間の見守りサービスについて、港区ではアルソックが入っていますが、今年度から健常者の方含め無料になりました。しかしながら、障害者の方に対して、よりきめ細かに察知できるようにしていかないと、対応できないのではないかと感じています。見守りということに対して、民生委員は、本当は生まれたときから高齢者までを対象としているため、障害者の方が対象から外れているということはおかしいことであると感じています。

高山会長

住宅の特有の問題もあるため、難しい部分はありますが、やはり工夫していかなければいけないと思えます。そうした意味では、障害のある方については、やはり相談支援専門員が要になると思っております。計画相談の中に、例えば、災害が発生したときに、避難経路をどうするかだったり、誰に対してフォローをしていくかだったり、その方の支援をどのように考えていくかということを計画に入れ込むことによって、

把握ができるようになることにつながります。計画の中に入れ込むことで、把握できるようになることは、非常に重要なポイントだと思っています。特に、防災の部分における計画をどう立てていくかは、ポイントだと思います。今後検討していただきたいと思います。

高山会長

ほかにございますか。丸山副会長お願いします。

丸山副会長

今の防災の話は、災害時避難行動要支援者の仕組みの中の話のため、障害というよりも災害対策基本法の中で、高齢・障害は仕組みができています。先駆的な自治体では、ケアマネージャー、そして、相談支援専門員と、専門職が関わって避難行動要支援者の中で手挙げをした方の避難マニュアルを作成することが始まっています。災害関係の法律の枠組みのため、障害・高齢部門ではなく、防災計画の中で障害も高齢も含め、意見を出し合いながら取り組んでいく必要があります。民生委員さんが相当の負担になってしまっている現状についても、別のところで検討が必要ではないか思います。しかしながら、ここで言う単身者の方は、重度の方もいれば、災害時避難行動要支援者の対象者もいれば、もっと軽度の方がいます。緊急時においては、重度の方については、地域生活支援拠点の部分で対応を考えていく必要があります。軽度の方については、先ほどの相談支援部会の報告にあった課題の①の部分に関係してきますが、相談支援に乗かってこない人、例えば、一般就労している人含め、障害児の支援とそれ以降の部分ではどうしても従来の障害者総合支援法の枠にフィットしません。要するに、相談支援専門員がいくら手を伸ばそうとしても、制度上では無理な人が必ず出てくるため、その部分はやはり相談支援とは別の枠組みで、きちんと居場所、駆け込める場所をどのように作っていくのが課題になってくると思います。

都内だと、品川区や世田谷区に子ども若者総合相談センターという国の枠組みの中で行っているセクションがあり、発達障害の方や精神障害が疑われる方、なかなかコミュニケーションをとることが難しい方、要するに一般就労でも福祉的就労でもない、行き場がない方がそこを居場所にしてきているため、そこから相談につながっています。しかしながら、障害福祉サービスの利用を希望していない方は、結局相談支援に乗かってこないため、相談支援という枠組みを越えた連携ということが今後必要になってくるだろうと思っています。福祉的就労という部分についても、そこからドロップアウトしてしまうと、軽度の方だと法的な資源を使う必要がないため、就労にも相談にも乗かってこない方が出てくることになります。高校生の問題ももちろんですが、それ以上の大人の方については、手帳の発給数自体も、障害者の実数ではない中で、相談支援に引かかってこない方は全部対象になると思います。そういう意味では、相談支援として、ほかにもたくさんある問題の中で課題を3つ挙げていただいたように、就労、そして、医療的ケア、重度の方の家族も含めた問題などを聞きながら、全体として検討できればと思います。

高山会長

こども家庭庁において、子どもの居場所づくりに関して話が出ていますが、この居場所は基本的には中間的支援です。そのため、専門的支援には行きません。中間的支援の居場所が現在どれほどあるのかについてですが、例えば、コミュニティカフェが該当してきます。このような居場所とどのように連携するかについて、検討が必要だ

と思います。この点については、社協さんの枠組みになってくるかもしれません。高校生の人たちの居場所づくりについて、どのように取り組んでいくかは、非常に難しいと思います。

事例検討会や就労支援部会との合同開催なども予定されているとのことですが、ぜひ親会の委員の方々も参加できたらいいと思うため、お知らせをいただきたいと思います。

イ 就労支援部会

続きまして、就労支援部会の報告について、山崎委員よろしくお願いたします。

高山会長

山崎委員

<資料1-2に基づき報告、以下要旨>

●地域課題と今年度の取組は大きく以下の6点

①相談支援専門員との連携が必須

・就労支援センターの登録者で就職をされている人は200人超え。そのうちの約25%は50代以上。年間30人程度の離職者の約25%（10人程度）が50代以上で、就労ではなく地域で安心して活動できる場所を探す人もいる。

・利用者の高齢化問題や離職後の障害者の対応については、就労分野だけでは解決しきれないため、相談支援専門員との連携が不可欠である。

②企業での障害者雇用の実態や求める人材等の情報収集、支援者同士の情報共有

・企業を巻き込んだ事例検討会や支援者交流会の実施を検討していく。

③発達障害の特性の理解、効果的なアプローチの習得

・発達障害者支援室との連携をより強化していく必要がある。

④報酬改定、就労選択支援等の制度の理解

・目黒区、品川区を訪問し、就労アセスメントのやり方の確認、連携を図っていく。

・就労支援ネットワーク会議で参加事業所から挙げた意見、提案をまとめて、進めていく必要がある。

⑤障害者就労支援事業所のPR活動

⑥事業所見学、体験利用等の利用者支援

●障害者就労支援事業所案内のパンフレットが完成した。

●高次脳機能障害者の対応について勉強会を今年度実施する予定

高山会長

ありがとうございました。

只今の報告について、いかがでしょうか。高井委員お願いします。

高井委員

就労に向けて色々準備をすることはとても大事なことです。しかしながら、就労してから職場での周囲とのつながりや本人の働くときの様子や課題など、色々あると思いますが、現在対応されているジョブコーチはどの程度いらっしゃいますか。

山崎委員

就労支援センターかもめは、5名の人員配置です。そのうち1名がセンター長でマネジメントに特化して動いているため、実質4名の職員が利用者の対応をしています。課題の多い内容や込み入った対応が必要な場合は、ペアで動くことを前提としています。支援の必要性という意味合いでは、必ずしも均一ではないという理解をして

います。支援がそれほど多く必要のない方の場合は、年に2回程度、利用者様とコミュニケーションをとるようにしています。企業の担当者が変更することにより、ご本人様の環境が大きく変わっていくということもあるため、その場合は、まずは電話をするなど、担当者とのコミュニケーションをとることもマストとして進めていけたらと思っています。反対に、問題が起きていたり、支援が定期的に必要と思われる方は、おおむね2か月ごとに状況を確認しながら、計画的に進めているというのが現状です。

高井委員

ありがとうございます。色々と課題がある方については、個別に細かく対応されていると思います。こちらは、何年程度を予定していますか。3年又はそれ以前で離職していく方もいる話を聞きます。

山崎委員

支援の関係につきましては、期限は設けておりません。ご本人様が働くという前提である以上は、支援を続けています。そのため、60代の方も何人もいらっしゃいますし、事業団が関わりをさせていただいてから20年を超えている方がいらっしゃいます。

他区では、支援の必要性に応じて、退会という手段で、利用者の方が一定数入れ替わっていくことを前提で運営をされている支援センターもあると聞いていますが、港区の就労支援センターについては、基本的にはご利用様が希望される限り継続的に支援をするという前提で動いております。

高井委員

ありがとうございます。どうしても期限があることをよく聞いておりましたので、頼もしく感じました。

区役所の中で働いている障害のある方にジョブコーチが入るといのは今までありましたか。

山崎委員

実績で申し上げますと、区の人事課で雇用されている方で、長期インターンシップという雇用契約を結んだものでは1例あります。雇用契約を結ばない短期インターンシップでは、障害のある方のトレーニングの場として現在も区の人事課で取り組まれており、その際のジョブコーチは定期的にさせていただいております。

高井委員

今年の4月から区役所に就労ではなくトレーニングで入っていた方からの話ですが、特定の仕事をを行うのではなく、毎回仕事異なるため、柔軟な対応が難しい症状の人にとっては非常に疲れた現場となってしまう、仕事を続けたかったけれども、続かなかったという話を聞いてます。おそらく本人は、どの程度のサポートが必要か、現場に行かないと分からないと思います。そのため、区役所にも関連してくる話になりますが、今後、区役所でトレーニング又は就労などで関わる方との連携、つながりがあると良いと思います。

山崎委員

ありがとうございます。今、高井委員がお話いただいた事例は、雇用契約を結ばない短期インターンシップの実習生の方ではないかと思われます。そちらについては、区の人事課からみなと障がい者福祉事業団が受託し、ジョブコーチを派遣しておりま

す。

そのジョブコーチのサポートのもと、1、2名という少数で区の庁舎内の業務を行っています。その中では短期間で関わって終了というわけではなく、就労支援センターのセンター長をはじめ、振り返り時の面談等に同席をし、就労支援センター未登録の方には、利用登録案内を行い、長期的な関係を結べるようにという取組をしているところです。いただいたご意見は真摯に受け止めていきたいと思えます。

高山会長

ほかにいかがでしょうか。山本委員お願いします。

山本委員

ただ今の高井委員からのお話に関連してですが、障害保健福祉センターで高次脳機能障害の理解促進事業を実施しております。現在、地域の関係機関の連携が高次脳機能障害についても整っていないという課題があります。就労支援部会で高次脳機能障害の対応について取り組んでいかれると伺い、私どもも何らかの形で連携し、高井委員がおっしゃった課題についても対応していけるといいと思えました。

3年程度経過してから離職されるという話がありましたが、高次脳機能障害は非常に長いスパンで見ないといけないと思えます。最初の1、2か月は問題なく進み、我々も良かったなと思っていると数年後に相談が来たりする場合があります。長いスパンで支援していくためには、やはり関係機関の連携が非常に必要だと認識しておりますので、ぜひ今後ご協力できればと思えます。

高山会長

ありがとうございます。山崎委員がおっしゃったように、厚生省と労働省が一緒になった経緯がありますが、そこには縦割りがあります。そのため、就労は就労、生活は生活と分かれてしまっています。しかしながら、生活の中の就労と捉えていくことが大切なポイントのため、より密接な部分、特に高次脳機能障害の場合もですが、生活の中の就労と捉えたときに、やはり関係機関の連携が必要になってくるのではないかと思いますので、お願いしたいと思えます。

ぜひ、港区の就労分野でこれまで研究してきた超短時間雇用だったり、分身ロボットの活用のあり方など、港区独自で実施してきた、勉強会をしてきたことをまた開発していただきたいと思えます。

この就労支援事業所のパンフレットは、非常に良いものができたように思えます。色々な事業所が掲載されていますが、どうしても障害のある方の仕事の内容は、画一化されてしまいます。このように色々事業所があるということで、一つの事業所にずっといるということではなく、キャリアアップ、ステップアップ等を踏まえ、他の事業所に行ったり、又はインターンシップなどにより、交流をより深めていくことができるのではないかと思います。どうしても事業所が抱え込んでしまい、それによって問題が出てくるため、このようなパンフレットという形で利用者の方が見て、活用していただきたいと思えます。

ウ 医療的ケア児・者部会

高山会長

続きまして、医療的ケア児・者部会の報告を田村委員からお願いします。

田村委員

<資料1-3に基づき報告、以下要旨>

●会議で出された課題・意見等を踏まえ、今後協議予定の内容は以下のとおり
・医療的ケア児等コーディネーターの活用、医療的ケアの担い手確保策、ライフステージに応じた支援の充実、卒後の居場所づくり、学校等における医療的ケアの理解促進 等

高山会長

ありがとうございました。医療的ケアについて、イメージが掴めていない方もいらっしゃると思いますので、田村委員、そのあたりのご説明をお願いできますでしょうか。

田村委員

特別支援学校では、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱という5種類の障害等に対応しています。病弱の方々について、障害と同じように教育ニーズがあり、支援が必要であるため、4障害に加え、病弱の方も対象としています。病弱のお子さんが入院中のときに学校では訪問教育を行ったりしています。お子さんの中には、気管切開をしていたり、人工呼吸器をつけている方もいます。こうした方々は、24時間医療が必要ということで、以前は学校側が療育センターに行き、看護のある環境で授業をしたりしていました。近年になり、医療が大変進歩してきて、そうした医療的ケアの方のライフクオリティが上がり、機器が小さくなり、精度も高くなったため、以前まで入院が必要だった方も人工呼吸器をつけたり、たんの吸引の機械をつけたりしながら、自宅で暮らせるようになってきています。そうした方が学齢期を迎えたときに、訪問教育もありますが、学校に通いたいという要望も出てきました。医療的ケアの方の実態は幅広く、寝たきりの方もいれば、元気にある程度運動もできる方、気管切開をしている方など様々です。しかしながら、たんの吸引をしていないと苦しくて授業に集中できなかったり、見守りをしていないと急変があるかもしれないリスクがあったりするなど、障害とは異なりますが、医師の指示や診断を受けながら、ケアをして学校生活を含め、日常生活を送っている方がいます。

こうした医療的ケアの方は、港区の場合、以前は光明学園、城南特別支援学校など、肢体不自由の学校に就学し、常駐の看護師がいる中で対応する仕組みでしたが、就学の仕組みがお子さん側の要望と教育課程の内容を含めて総合的に判断するという形に変わってきた中で、小学校、中学校に行くケースも出てきています。私が勤務している学校の場合、今年度20名が入学されましたが、そのうち15名程度が医療的ケアの方で、皆さん通学を希望されています。医療的ケアの方が教育委員会と話し合い、希望すれば小・中学校にも行ける道は、現在の制度上可能です。たんの吸引、経管栄養など、いくつかの医療的ケアについては、研修を受ければ、教員も行うことができますが、どうしても看護師が行う必要があるものもあるため、看護師の確保という課題が出てきているところです。

高井委員

看護師を配置できなかったため、親が学校と一緒にいき、ケアをしていたことを実際に見てきましたが、それは少し前から既になくなっていったということでしょうか。

田村委員

高井委員のおっしゃるとおり、保護者が学校と一緒にいくという状況が以前にはありました。平成16年に東京都が特別支援教育推進計画を立てました。その計画では、保護者の意見も入れて、子どもの実質的な側面、親の負担、学校で親が付き添うこと

についても含め、様々な意見を東京都の教育委員会が受け止めて、平成16年度から、非常勤看護師を入れて、基本的には学校での保護者の付き添いがないような仕組みとなりました。例外的に保護者に付き添いを頼むことがあります。基本的には保護者の付き添いがない状態に現在はなっています。

また、医療的ケア児支援法では、家族の負担軽減についても明記されているため、保護者の付き添いが不要で学校教育を受ける仕組みをつくることを、私ども学校と教育委員会等が協力しながら取り組んでいます。特別支援学校では以前に比べ、保護者の付き添いは大幅に減りました。

高山会長

ほかにはいかがでしょうか。永廣委員お願いします。

永廣委員

私が小学生、中学生だった頃は、医療的ケアの言葉がなかった時代でした。当時、港区で看護師を雇うのが高く、ヘルパーがまだ医療的ケアを行うことができなかった時代だったため、港区独自の施策として、看護師をヘルパーとして来てもらい、医療報酬の不足分を港区で補填する制度があったと思いますが、今もありますか。

事務局（坪井）

当該制度については、区の独自事業で現在も行っていきます。

居宅介護や移動支援において、医療的ケアが必要な方に対して、看護師がヘルパーとして従事していただきますが、その場合、居宅介護や移動支援といった障害福祉サービスの報酬になるため、医療報酬との差が生じてしまいます。そこで、区でその差額分を補填することで、看護事業所側も医療報酬と同等の報酬となり、運営上も障害のある方に支援しやすくなるため、区独自の事業として実施しています。この事業について、より使いやすくするために改善もしているところです。

例として、特別支援学校にスクールカーで通われている医療的ケアが必要な方の場合、保護者の方が同乗されているケースもありますが、看護師が更に同乗しやすい仕組みとなるよう事業の要綱を改正し、今年度から運用しております。

永廣委員

当時、港区が先進事例として取り組んできたことだと思いますので、それが続いていることは個人的に嬉しく思います。今後も医療的ケア児・者がますます増えると思いますので、このような独自施策を色々と拡充していただくと良いと思いました。

高山会長

医療的ケア児等コーディネーターの方々が、医師との連携に難しさを感じているという意見が報告資料に記載されていますが、具体的にどのような難しさを感じているのでしょうか。

田村委員

医療的ケアの方の社会参加が進む中で、コーディネーションが大事になってきており、東京都において医療的ケア児等コーディネーターの養成講座を行っています。

私どもの学校にも医療的ケアの調整を専門に行っている教員が1名いますが、医療的ケアの方に携わっている主治医は一人ひとり異なります。看護師等がどのようなケアを行っていいかについては、主治医の指示書が必要です。そして、医療的ケアの方の状態が変われば、指示書の書換えが必要になります。校外学習に行く、プールに入るなど、様々な状況に応じて医療的ケアがどこまでできるかは、学校側で判断はでき

ないため、主治医との連携が非常に必要になります。

医療的ケア児等コーディネーターは、医師から様々なアドバイスや知恵をもらったりと、医療との連携なしには進まない仕事だと思っております。

高山会長

相談支援専門員との連携も非常に重要なポイントになってくると思います。ほかにはいかがでしょうか。山本委員お願いします。

山本委員

相談の立場から、医療的ケア児等コーディネーターの現状について、お話できればと思います。現在当センターにもこのコーディネーターの資格を持った相談員が2名おり、医療的ケアが必要な方の計画相談を担っております。今年度も1、2名程度に資格を取ってもらいたいと思っています。

コーディネーターの活用については、スタートしてみないと分からないということが前提ですが、コーディネーターでも相談支援専門員であるコーディネーターと訪問看護がベースであるコーディネーターとでは、切り口が違う形で支援していくことになるだろうと思っています。

医療的ケアの方が最初に在宅に戻るときの不安感に対する支援をすることについては、訪問看護がベースになるコーディネーターのほうが得意としているところだと思います。一方で、相談支援専門員であるコーディネーターは、障害福祉サービスの活用や心理・社会的な面での関わりになってくるかと思っています。コーディネーターにつながるところが非常に重要な役割になってくるかと思っています。当センターのコーディネーターもこれから自分たちで医療的ケア児・者の方の支援をしていくことに対して、意欲は持っています。一方で、非常に個別性が高い支援になるため、支援を積み上げながら取り組んでいく必要があると思います。また、従前には計画相談で算定されなかった基本相談部分についての報酬が今回ついたことについて、仕事内容として認められたということでもうれしく思っています。しかしながら、当センターの場合、その報酬が入ったとしても人員的に増えるわけではないため、どこまで担えるかは不安に思っています。

高山会長

医療、福祉、看護、教育と、それぞれの分野が連携することが大事ですが、どうしても医療分野に引っ張られがちになってしまう印象があります。一番大切なことは、医療的ケアの方本人の意思決定です。意思決定ができ、支援をどのように考えていくかが非常に重要なポイントだと思います。

医療を中心に考えると、どうしても専門職との関係性は強くなり、対等の関係性が少なくなってしまう。そうした意味では、色々な出会いが少ないということであるため、フリースクールなどの居場所を持つなど、本人の意思決定支援をどのように考えていくかについても、ぜひ別の角度からご議論いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(2) 専門部会「当事者部会」の設置について

高山会長

各専門部会からの報告は以上です。続きまして、当事者部会の設置について、事務局からお願いします。

| | |
|---------|---|
| 事務局（坪井） | <p><資料2、2-2に基づき説明、以下要旨></p> <p>永廣委員から当事者部会の思い、お考え等を補足、ご説明いただければありがたく存じます。</p> |
| 永廣委員 | <p>前回の協議会でも話しましたが、私自身、港区内の当事者の方との交流がほとんどないため、私自身が考えることとほかの港区内の当事者の方が考えていることは異なると思います。実際に、港区の当事者が何を求めているか分からない状況です。当事者部会が発足したら、最初は少ない人数での開催が続くと思いますが、実績を積んで部会員が増えてきたら、港区の当事者が集まる緩やかなコミュニティとして情報共有したり、当事者同士で交流していけたら良いと思っています。</p> <p>当事者部会を作りたいという話をしてから、3、4年ほどかかりましたが、ついここまでこれたということをやっとの思いと、これから始まるという思いです。</p> <p>ご承認いただけたら、来月から開催されるため、頑張っていきたいと思っています。</p> |
| 高山会長 | <p>当事者部会については、文京区、世田谷区、国立市、西宮市などで発足されています。基本的には、障害者の権利条約のスローガンにある、「自分たちのことを自分たち抜きで決めるな」ということです。当事者がいない中で全部決めてしまっているということから、文京区が先行して設置し、その他の自治体でも設置されてきました。</p> <p>独自性があり、難しい部分もありますが、港区ではずっと議論をしてきて、まずは緩やかな当事者同士のネットワークを作っていく、そこから発信していくというのが今の考え方です。当事者部会から情報を発信していく、また、当事者部会が起点となり、部会が連動していくなど、色々な可能性があると思います。</p> <p>親会として、当事者部会をお認めいただければと思いますが、いかがでしょうか。</p> |
| | <p><異議なし></p> |
| 高山会長 | <p>それでは、当事者部会の設置を承認いたしますので、よろしく申し上げます。</p> |
| | <p>(3) 来期の自立支援協議会について</p> |
| 高山会長 | <p>それでは最後の議題になりますが、来期の自立支援協議会について、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局（坪井） | <p>資料3に沿って、来期の自立支援協議会について説明をいたします。冒頭に会長からもありましたが、今期の委員の任期が令和6年9月末までです。10月から新たな任期になりますが、これまでコロナ禍もあり、協議会の運営について更に活発にできないか、事務局でも色々と課題を感じております。</p> <p>本日までご相談させていただきたいのが、来期の任期についてです。</p> <p>現行では任期の開始を10月としておりますが、昨年度に皆様にご協議いただきました障害者計画について、令和9年度から新たに6か年の計画になることも踏まえ、計画の策定や進捗確認を行いやすくしていくため、任期の開始時期の変更を考えております。具体的には任期の開始を10月から年度初めの4月に合わせることができな</p> |

いかと考えております。それに伴い、来期の任期を令和6年10月から始まり、本来であれば3年間で令和9年9月が任期となりますが、来期の任期だけ6か月短縮し、令和6年10月から令和9年3月とし、その次の任期からは令和9年4月から3年間（令和12年3月）というように、年度で区切らせていただくと、より有意義な協議会の運営につながると思いますので、ご提案させていただきます。

そのほか、協議会のあり方についても以前から委員の皆様からも色々ご意見をいただいておりますので、その点についても忌憚のないご意見をいただければありがたく存じます。

来期の委員については、今後ご調整させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

高山会長

任期について、年度で区切るという事務局から提案がありましたが、これは計画等の進捗確認をしやすくしたり、年度予算等も踏まえてということかと思います。本来の3年間から来期についてのみ6か月間任期が短縮となりますが、年度で区切ることはよろしいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

<異議なし>

高山会長

それでは、来期の委員の任期に関する事務局からの提案について、承認といたします。

高山会長

専門部会について、これまで相談支援部会と就労支援部会の2つでしたが、昨年度に医療的ケア児・者部会が発足し、今回当事者部会も発足されることとなり、徐々に増えてきました。他自治体では、防災部会、子ども部会、地域移行部会など様々な部会が設置されています。今後、港区の状況・実情に合わせて、ニーズに沿った部会の設置について検討していく必要があると思います。

現状の協議会について、報告が中心となってしまっていますが、協議会の中で顔の見える関係の強化、協議会の方法ややり方について、色々ご意見をいただければと思っています。

丸山副会長は、色々な自立支援協議会に関わっていらっしゃいますが、いかがでしょうか。

丸山副会長

コロナ禍が落ち着いてきて、こうした対面も含めた協議会ができるようになってきてはいますが、元々この自立支援協議会の位置付けは、様々な関係者間で色々地域の中で障害当事者の方々が暮らしやすいまちにするため、なっていくために、福祉関係者以外も含めて色々協議をしていく場という位置付けになっています。審議会ではありませんが、一方で、障害福祉計画は自立支援協議会の意見を聞くという位置付けになっています。

しかしながら、港区の場合は、障害福祉計画だけでなく、障害者計画も一緒にやっています。障害福祉計画については、法律上の年数があり、自立支援協議会で意見を聞くということになってはいますが、福祉分野以外の教育、まちづくり、消費者問題、防災、防犯といった幅広い障害のある方々の地域生活を組み立てるための障害者計画

については、別の会議体に分けて検討する自治体も増えてきています。港区は区の他の計画を含めた縛りがあるため、すぐには難しいと思いますが、今まで実施してきた中で、1つの議題につき10分、15分しか議論ができなかったり、部会で色々なテーマがある中で、ほとんどの内容はスルーされるか、発言があっても深まらず、また次も同じことがよく議論されています。本来、深く議論をするために専門部会を設けて、専門部会メインで動いてくださいという形となっているため、現在3つの専門部会がありますが、高山会長がおっしゃった子ども部会であったり、他の自治体だと高次脳機能障害の部会や権利擁護の部会があったりします。港区では、元々地域生活支援部会がありましたが、平成30年に相談支援部会に統合されています。本来であれば、テーマごとに部会をもう少し設置し、区直轄ではなく他の自治体でもやっているように、専門部会は相談支援事業の事業者に委託をして運営してもらおうというやり方も検討してもいいかと思います。

そして、この数年間の中でも地域生活支援拠点のワーキングができ、現に面的整備で港区は動き始めています。他の自治体では、地域生活支援拠点の運営委員会を自立支援協議会の部会に位置付けていたりします。区の要綱で、地域生活支援拠点については1年に1回自立支援協議会に報告をするということが規定されていたかと思いますが、この1年特に聞いてないように思われます。

本来、全体会でやるべきことは、個別のケースよりも各部会で検討してきたことを全体会でどのようにして意見をフィードバックするかということだと思います。具体的な内容は、部会で検討していくという形にして行けたらどうかと思っています。この数年だけでも取り上げるテーマが広がってしまい、本日だけでも3つの部会ですが、様々なテーマがありました。もう少し部会が活発になってくるようにしていくべきであり、本来であれば平成30年に地域生活支援部会がなくなったときに幹事会が設置され、そこで全体会と部会の橋渡しをしていくはずでしたが、コロナ禍となり幹事会が機能しなくなり、全部を全体会で議論することになってしまっています。時間をより有効に使うためにも部会をどう活性化するか、そして、全体会についても東京都の自立支援協議会のように、複数名の島に分けて、グループディスカッション等を行い、それを全体に共有していく形、委員一人ひとりが意見しやすいような形にしていく必要があります。現在のように対面形式で聞くことが中心ということは、他自治体の自立支援協議会でもあまり見かけません。グループ形式にして、みんながたくさん発言できる形にだんだん変わってきています。本日もまだご発言いただけない委員の方がいますが、全員が発言できる、どうしたら協議会を活性化していくかについて、来期に向けて検討しても良いのではないかと思います。この協議会で検討したことがしっかり当事者にフィードバックされないという意味がありませんし、発言した内容が毎回同じことを繰り返すよりも、「どうしたらその問題が解決できるだろうか」、「何が今課題であるのか」ということを考えていくべきです。そして、障害者計画と障害福祉計画に掲載するか否かという部分もあるため、計画の調査のためには何を調べる必要があり、調査したデータをどのように分析していくかということなど、色々と検討していかなければいけないと思います。これまで中途半端の状態のまま来てしまっていて、少し時間があったいなと思いました。

委員それぞれの立場で、毎回様々な発言があり、勉強になりますが、それをしっかりと実のあるものにしていける協議会に来期はしていけるよう、考えていただきたい

と思っています。

高山会長

ありがとうございました。

自立支援協議会はどの自治体にもありますが、私どもの研究では、自立支援協議会の8割は形骸化しています。それを踏まえると、本日のように様々な意見がでてきたり、専門部会を増やしていく、当事者部会を発足するなど、港区は色々な可能性があると思います。

例えば、権利擁護部会は、社会福祉協議会が担っている自治体が多いです。社協が成年後見制度等の業務に携わっていることから、部会の事務局を担っていたりします。このように、運営主体、事務局が全部区だけではなく、色々な社会資源を活用しています。仕事が増えてしまうかもしれませんが、協議会運営のあり方や内容について、過渡期かもしれません。より話し合いをする時間を取っていく必要があると思います。

そして、現在専門部会でたくさんの検討をしていただいています。それを親会に持ち寄り、港区の地域課題を精査し、区などに政策提言をしていけるようにするために、どうしていくかが今後の課題です。これまで報告だけで終わってしまい、そこから先に進まないことがジレンマでした。来期から新しい取組を含め、できるかどうか分かりませんが、ぜひ委員の皆さんからご提案等があればと思いますが、いかがでしょうか。

高井委員

この制度自体が、多分、国からやるように言われているからだと思いますが、区が主催をして、区がプリント物を作って皆さんに配付しています。例えば、これを他の第三者機関が主催をして、区を呼んで、委員も呼ぶというような形をやっている自治体もあるのでしょうか。ざっくりした話ですが、日本は自治体がやってくれたことにありがたく受けるという雰囲気が以前からあったと思いますが、ここに来て随分変わってきて、自分たちの住んでいる地域をより良くしていくために、区民が意見を言い、区も協力してもらおうという意識の方も多くなっていると思います。しかしながら、現在のように、区が主催をすると、私たちはそれに対して意見を言う形になっているような気がしています。これからの福祉政策又は港区全体の区民と役所の関係、発想を変えていってもいいのかなど、今の話を聞きながら思いました。

吉田委員

本日の話、全体を聞いての感想ですが、私は娘が重度知的障害者のため、娘の自立を支援するために港区が用意してくれている施設や考え方等に沿って育てていくために、自立支援協議会に参加して様々な意見を言ったり、人の意見を聞いたりしてやっていきたいなどと思って参加していました。しかしながら、私の思っていることは相談支援部会に出席して、そこで大勢の人から寄せられた100や200ある意見を持ち上げて、その上で相談支援部会が親会で発表するという二度手間のようなことをしないといけないのかということが、本日参加した結論です。

自立をさせるための支援を港区に担っていただいているわけです。色々な制度、やり方、人の支援等があることに対して意見を言うための会議と思って、私は知的障害者を代表してこの協議会に参加していますが、本日の話を聞いていると、知的障害者の話を相談支援部会に持ち寄って意見を伝えることが一番強いという話となっていま

したが、そのような二度手間のことをさせられる時間はありません。本日の相談支援部会の報告資料を事前に読み、保護者で集まったときに共有しましたが、保護者が少し努力すれば違う結果が出ているのにこのような報告を出していると集まった10名程度の保護者が言っていました。そういうことを話し合える場所であれば良いと思いますが、何か方向性が違うと感じました。

先ほど、田村委員がおっしゃったように、色々な障害のある子どもたちがいて、その子どもたちの学校の時代の話と、自立させたいと親が思い始める高校生以降の話とは全く別の内容です。私が聞いていて一番気になったことは、医療的ケアの方が通う施設として、港区の場合は新橋はつつ太陽あおぞらが1か所ありますが、6名程度の定員のところに3名程度しか行かなかったこともあり、なぜ3名しか行かないのかと聞いたら、あんな狭くて機械に挟まって日々を送らせられるようなところに、日中に子どもを行かせたくないといって、工房アミに入られた方もいます。なぜ工房アミがいいのかと聞いたら、場所が広いから、ただそれだけの理由で工房アミに利用者がどんどん増えていくことで、うちの子どものような知的障害者は、車椅子の中に埋もれたような生活になるわけです。車椅子の中に重度の知的障害者がいることは非常に危険なことです。左右に行くこともよく理解しておらず、突如立ち上がったときに車椅子にぶつかってしまうこともあります。

自立支援協議会ならば、10年、20年先の将来を見据え話し合い、子どもたちのための施設作りのアイデアを出して、将来のための資料になってくれれば良いと思います。本日の話を聞いていると、10年、20年前に戻ってしまったという感覚です。

高山会長

只今の吉田委員の話は重要なご指摘です。親会ですべてのことをこの時間でできません。そうすると、専門部会のメンバーのあり方も変える必要があります。現在、専門部会については、基本的には事業者の集まりになっています。より幅広く議論していくために、相談支援部会にそうした考えを持った保護者の方もいらっしゃるということも必要なポイントとなったご意見ではないかと思えます。

色々なご意見があると思いますが、10月から来期の協議会をスタートしていくに当たって、それまでの期間で来期のことをどのように決めていかれますか。

事務局(坪井)

今期の協議会自体は本日が最後となります。事務局で案を作り、10月からの来期の協議会の際に、新しい委員の皆様に対して前期から引き継いだ課題の共有、新たな任期の協議会のあり方等について諮っていきたいと考えております。

高山会長

新しい委員、協議会でそれを議論していくという立て付けになりますね。
色々ご提案、ご意見があると思いますが、ぜひ事務局の方にお寄せいただくということで、よろしくお願ひしたいと思えます。また、他自治体の自立支援協議会の情報があったら、ぜひお寄せいただきたいと思えます。

(4) その他

高山会長

最後に、その他として、事務局からお願いします。

事務局(坪井)

先ほどの話と重複しますが、次回の予定は、新たな任期の協議会として、10月に開

催を予定しております。

本日いただきましたご意見を踏まえ、来期の協議会のあり方を、引き続き検討させていただきたいと思いをします。

3 閉会

それでは、本日の議事をすべて終了いたしました。

本日様々のご意見をいただきましたので、来期以降これを具現化していただきたいと思いをします。

以上をもちまして、本日の会議を閉会といたします。

高山会長